第 5 号

平成27年6月29日(月) 午後2時開議

○ 議事日程(第5号)

- 1 議案第40号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第41号 平成27年度山ノ内町一般会計補正予算(第2号)
- 3 報告第 6号 平成27年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告 について
- 4 報告第 7号 平成26年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告について
- 5 報告第 8号 専決処分の報告について
 - 専決第17号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
 - 専決第18号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 6 議案第42号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 7 同意第 6号 山ノ内町教育長の任命について
- 8 発委第 2号 山ノ内町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 9 請願第 1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に 関する請願書
- 10 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書
- 11 陳情第 4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める 陳情書
- 12 陳情第 5号 「戦争法」制定に反対する陳情
- 13 陳情第 6号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書提出の採択を求める陳情
- 14 発委第 3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出 について
- 15 発委第 4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について
- 16 発委第 5号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
- 17 発委第 6号 国民的合意の無いままに安全保障関連法案の制定をおこなわないことを求める意見書の提出について
- 18 発委第 7号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について
- 19 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 20 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 21 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

22 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり(14名)

1番	小 林 民	夫 君	8番	髙	田	佳	久	君
2番	山 本 光	俊 君	9番	徳	竹	栄	子	君
3番	湯本晴	彦 君	10番	渡	辺	正	男	君
4番	布施谷 裕	泉君	11番	児	玉	信	治	君
5番	西 宗	亮 君	12番	小	林	克	彦	君
6番	望月貞	明 君	13番	Щ	本	良	_	君
7番	髙 山 祐	一 君	14番	小	渕	茂	昭	君

○ 欠席議員次のとおり(なし)

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 河野雅男 議事係長 常田和男

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長 竹節義孝君 副 町 長 柳澤 直 樹 君教育委員長 村 上 温 君 教 育 長 佐々木 正 明 君会計管理者 山 崎 和 彦 君 総務課長 内 田 茂 実 君 税 務課長 大 井 良 元 君 健康福祉課長 成 澤 満 君 農 林 課長 柴 草 隆 君 観光商工課長 藤 澤 光 男 君建設水道課長 鈴 木 隆 夫 君 教 育 次 長 渡 辺 千 春 君消防課長 阿 部 好 徳 君

-214-

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(小渕茂昭君) 本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は14名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(小渕茂昭君) 本日の議事日程はお手元に配付してありますとおり、6月24日の議会運営 委員会に町長から6件、議会側から16件の追加議案等の提出がありました。

後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

1 議案第40号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

議長(小渕茂昭君) 議事に入ります。

日程第1 議案第40号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、 議題とします。

本案につきましては、去る6月18日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

西総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 西 宗亮君登壇)

総務産業常任委員長(西 宗亮君) 5番 西宗亮。

それでは、付託されました案件につきまして、審査報告を申し上げます。

常任委員会審査報告書

平成27年6月29日

山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭 様

総務産業常任委員会 委員長 西 宗 亮

- 1. 委員会開催月日 平成27年6月19日
- 2. 開 催 場 所 第1·2委員会室
- 3. 審 査 議 案

議案第40号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

(以上1件 平成27年6月18日付託)

当委員会は、上記付託案件について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第40号

原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査経過について、若干ご説明させていただきます。

志賀高原ユネスコエコパークの組織改正に関して、今後さらなる充実と推進あわせて町内外にもわかりやすくする必要があることから、副町長をキャップにして観光商工課にユネスコエコパーク推進室を付設して窓口の一元化を図るものであり、問題ないとの判断で全会一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長(小渕茂昭君) これより委員長報告に対し質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第40号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第40号を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定については、総務 産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

2 議案第41号 平成27年度山ノ内町一般会計補正予算(第2号)

議長(小渕茂昭君) 日程第2 議案第41号 平成27年度山ノ内町一般会計補正予算(第2号) を上程し、議題とします。

質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し1つずつ行ってください。 以後の議案についても同様とします。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第41号を採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 平成27年度山ノ内町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとお

- 3 報告第6号 平成27年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告に ついて
- 4 報告第7号 平成26年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告につい て
- 議長(小渕茂昭君) 日程第3 報告第6号 平成27年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び予算の報告について及び日程第4 報告第7号 平成26年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決算の報告についての2件について報告書の提出がありました。

以上、2件の報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 報告第6号 平成27年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業計画及び 予算の報告について、報告第7号 平成26年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社事業及び決 算の報告についての2件について、一括ご報告申し上げます。

本案につきましては、定款に基づき報告第6号は理事会において、報告第7号は評議員会において承認を得たものを提出したもので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、受理をお願いいたします。

議長(小渕茂昭君) 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(内田茂実君) 〔議案に基づく補足説明〕

議長(小渕茂昭君) これより一括質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番(小林克彦君) 1点お願いします。何を今さらという質問になるかもしれませんが。 議案第4号 27年度一般財団法人山ノ内のこの27年度の予算書、1ページの前年度予算額と

今るる細かく説明いただきました26年度の収支計算書の9ページ、ここの26年度の当初予算額が27年度の前年度予算額の金額と合わないのは何か理由がありましたでしょうか。お願いします。

議長(小渕茂昭君) 総務課長。

総務課長(内田茂実君) お答え申し上げます。

予算につきましては、3月の段階で予算編成をいたしました。それから決算につきましては、 5月末に決算書をしてございますので、予算につきましては、それまでの見込み等の関係で予 算を立ててございますので、決算と予算につきましては、少し差が出てくるのはその関係だと 思います。

以上でございます。

議長(小渕茂昭君) 12番 小林克彦君。

12番(小林克彦君) もちろん予算と決算はそうですよね。決算は実数ですから。今、予算と 予算の比較を申し上げているんです。前年度の26年4月1日から27年3月31日の予算というの は27年度からすると前年度予算でしょう。前年度予算のこの予算の数字が27年度の予算の1ペ ージ目の前年度予算額に合致しなくても、消費税が入れるとか入れないとかという、税込みと 税込みじゃないなというのが、そうすると比較にならなくなっちゃうんで、片方は税込みで、 片方は税込みじゃないとかとなると。お願いします。

議長(小渕茂昭君) 総務課長。

総務課長(内田茂実君) 一般会計の収入支出の予算書の1ページの本年度予算額の金額と前年度予算額の金額、それから一般会計の5ページ、26年度の決算のほうの分については、26年度の予算額が合計が1,354万円で前年度と一致をしていると思うんですけれども。26年度の予算額のところ、今の5ページを議員さん、一般会計収支計算書の26年4月1日から平成27年3月31日までのところのページの予算額のところと1ページの前年度予算額、これが一致をしていると思うんですけれども、違いますでしょうか。

議長(小渕茂昭君) 12番 小林克彦君。

12番(小林克彦君) どうも私が言っているのをわかってもらえない。だから、26年度一般財団法人山ノ内町総合開発公社の受託事業あるよね。受託事業の特別会計収支計算書、9ページ。今の私申し上げた27年とかの予算書のほうも、これ受託事業に関する会計の収入収支でしょう。だから受託事業に限ってみて、収入のほうもそうなんだけれども、特に支出のほうの前年度予算額という、この項目の以下、平和公園の事業管理29万3,000円から始まって、最後は管理費のところまでいって、1,195万2,000円、ここまでいって見ていったときに、前年度の決算書が出ていますが、9ページに受託事業に対する計算書、これの予算があって決算があるんだから、決算と予算は違っていいんだけれども、この予算の一番最初の行というのは前年度の予算とこれはことしの予算比べているから、前年度の予算額という数字がここの27年度の予算の前年度の予算という額のところへ入ってこないのでしょうかという。

議長(小渕茂昭君) 総務課長。

総務課長(内田茂実君) 申しわけございません。

1ページの前年度予算、本年度予算と前年度予算、これは当初予算同士の比較でございまして、ここの決算のほうについては最後、補正をしてございますので、その最終的な補正予算の 比較でございますので、よろしくお願いいたします。

議長(小渕茂昭君) 答弁整理のため暫時休憩します。

(休 憩) (午後 2時36分)

(再 開)

(午後 2時37分)

議長(小渕茂昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長(内田茂実君) それでは、小林議員のご質問にお答えいたします。

9ページのところの予算と決算のところが真ん中に補正予算を入れまして、わかりやすい資料として来年度からつけさせていただきます。

以上でございます。

議長(小渕茂昭君) 11番 児玉信治君。

11番(児玉信治君) 単純な質問ですけれども、5ページ。

議長(小渕茂昭君) 件数を言ってください。

11番(児玉信治君) 1件。

一般会計収支計算書の中で収入の事業収入、霊園事業収入が予算額が90万3,000円、決算額が57万3,000円、33万円の差異があるんですが、金額的に大変大きいと思うんですが、理由はどういうことでしょうか。

議長(小渕茂昭君) 総務課長。

総務課長(内田茂実君) お答え申し上げます。

ここの予算が90万3,000円、それから決算のほうは57万3,000円ということでございまして、 実は一般会計の収入収支決算書のこの予算についての90万3,000円のときなんですけれども、25 年度の決算をうったときに25年度決算のところが26万7,000円ほど多目に入ってきてございま して、その関係で、早目ということではないんですけれども、その分26年度のほうが増という 形になってございまして、今度の決算のところでその30万3,000円というのが予算に対して決算 が30万3,000円ほど減ってしまったということでございまして、26年度でその分先に収入等があ ったというふうな状況でございます。

以上でございます。

議長(小渕茂昭君) 質疑を終わります。

お諮りします。報告第6号及び報告第7号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号及び報告第7号については、報告書のとおり受理することに決定しました。

5 報告第 8号 専決処分の報告について

専決第17号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

専決第18号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長(小渕茂昭君) 日程第5 報告第8号 専決処分の報告について、専決第17号 自動車損 壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について及び専決第18号 自動車損壊事故に係る和解 及び損害賠償額の決定についてを上程し、議題とします。

以上2件の専決について、報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 報告第8号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本報告は地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものでございます。

まず、専決第17号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についでありますが、 概要につきましては、竜王スキーパーク内の町道に陥没箇所があり、雪解けの水が当該箇所を 含む町道内に流れていたことから、陥没した穴が見えずに被害車両のタイヤが落ち、その際に タイヤをパンクさせたものです。

発生日時は平成27年4月9日、午前8時30分ごろ、発生場所は町道乗廻竜王線内であります。 相手方の住所氏名は、長野県上田市古里702-5、堀内さつき氏であります。

賠償金額は7,101円です。

以上について、平成27年6月11日付で専決し、同日付で和解に至りましたのでご報告申し上 げます。

続きまして、専決第18号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてでありますが、町道内の横断側溝にかかるグレーチングに変形があり、車両がグレーチングの端を通過した際、はね上がり、車両後方部のジャッキアップポイントに当たり、その衝撃でトランクルーム周辺にゆがみを生じさせたものです。

発生日時は平成27年4月2日、午前11時ごろ、発生場所は町道熊の湯硯川線内であります。 相手方の住所氏名は、東京都国分寺市光町1-23-2、有限会社諸井商店、代表諸井信一氏 であります。

賠償金額は26万5,000円です。

以上につきまして、平成27年6月11日付で専決し、同日付で和解に至りましたのでご報告申 し上げます。

以上でございます。

議長(小渕茂昭君) 2件の専決について一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第8号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号 専決処分の報告については、報告書のとおり受理することに決定 しました。

6 議案第42号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長(小渕茂昭君) 日程第6 議案第42号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを上程し、 議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第42号 人権擁護委員の候補者の推薦について、ご提案申し上げます。 本委員候補の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁 護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

住 所 山ノ内町大字平穏2281番地1

氏 名 湯本栄子

生年月日 昭和27年4月1日

任 期 法務大臣の委嘱の日から3年

理 由 任期満了の水嶋孝五さんの後任であります。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(小渕茂昭君) 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第42号 人権擁護委員の候補者の推薦について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(小渕茂昭君) 起立全員であります。

したがって、議案第42号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり可決されました。

7 同意第6号 山ノ内町教育長の任命について

議長(小渕茂昭君) 日程第7 同意第6号 山ノ内町教育長の任命についてを上程し、議題と

します。

佐々木教育長の退席を求めます。

(教育長 佐々木正明君退席)

議長(小渕茂昭君) 提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 同意第6号 山ノ内町教育長の任命について、ご提案申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行による委員辞職に伴い、山ノ内町教育長の任命について、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住 所 山ノ内町大字夜間瀬2407番地

氏 名 佐々木正明

生年月日 昭和25年2月4日

任期は、平成27年7月1日から平成30年6月30日までであります。

提案理由は、新教育委員会制度の施行に伴う委員辞職による任命であります。

十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長(小渕茂昭君) 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第6号 山ノ内町教育長の任命についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立 願います。

(全員起立)

議長(小渕茂昭君) 起立全員です。

したがって、同意第6号 山ノ内町教育長の任命については、原案のとおり同意することに 決定しました。

佐々木教育長の復席を認めます。

(教育長 佐々木正明君復席)

8 発委第2号 山ノ内町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議長(小渕茂昭君) 日程第8 発委第2号 山ノ内町議会会議規則の一部を改正する規則の制 定についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

髙田議会運営委員長、登壇。

(議会運営委員長 髙田佳久君登壇)

議会運営委員長(高田佳久君) 8番 髙田佳久。

発委第2号 山ノ内町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

当議会は、「山ノ内町議会会議規則の一部を改正する規則」を、別紙にように制定するものとする。

平成27年6月29日 提出 山ノ内町議会運営委員長 髙田佳久 平成27年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

山ノ内町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、山ノ内町議会会議規則(昭和62年山ノ内町議会議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

以上となりますが、提案理由といたしましては、議会における欠席届の取り扱いに関しまして、社会情勢などを勘案した結果、出産の場合、欠席届を提出していただくということを新たに規定するものとなります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(小渕茂昭君) 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第2号を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号 山ノ内町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、 原案のとおり可決されました。 _____

- 9 請願第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に 関する請願書
- 10 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書
- 議長(小渕茂昭君) 日程第9 請願第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額 を求める意見書提出に関する請願書及び日程第10 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」 の堅持を求める請願書、以上2件の請願書を一括上程し、議題とします。

本案につきましては、去る6月12日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託して ありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

渡辺社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 渡辺正男君登壇)

社会文教常任委員長(渡辺正男君) 10番 渡辺正男。

それでは、社会文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。

平成27年6月29日

山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭 様

社会文教常任委員会 委員長 渡 辺 正 男

請願審查報告書

当委員会に付託された請願を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則 第94条第1項の規定により報告します。

記

- 1. 受理番号 第1号
- 2. 受理年月日 平成27年6月8日
- 3. 件 名

(請願第1号) 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に 関する請願書

請願者 長野県中野市一本木455

長野県教職員組合下高井支部

山ノ内町教職員組合

執行委員長 大塚伸司

- 4. 付託年月日 平成27年6月12日
- 5. 審査結果 採択すべきものと決定

この請願につきましては、毎年山ノ内町の教職員組合のほうから内容が同じ形で上がってきておりまして、過去もずっと採択してきた内容であります。ただ、数年前まではこの35人学級につきまして、長野県でも、今はもう中学3年まで実施されておりますけれども、年度を追う

ごとに学年を上げていったという中で、県に対する請願も上がっておりまして、それが県で実現してからはこの2本になったということであります。

審査の中ではそれぞれいろんな経過について質問、やりとりあったわけですけれども、最終的には全員の賛成で採択すべきものと決定をさせていただきました。

それでは、2本目を報告いたします。

平成27年6月29日

山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭 様

社会文教常任委員会 委員長 渡 辺 正 男

請願審查報告書

当委員会に付託された請願を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則 第94条第1項の規定により報告します。

記

- 1. 受理番号 第2号
- 2. 受理年月日 平成27年6月8日
- 3. 件 名

(請願第2号) 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書

請願者 長野県中野市一本木455

長野県教職員組合下高井支部

山ノ内町教職員組合

執行委員長 大塚伸司

- 4. 付託年月日 平成27年6月12日
- 5. 審査結果 採択すべきものと決定

以上でありますが、この請願につきましては、若干過去のやりとりがありまして、国庫負担の国の2分の1負担が3分の1に削減されたときのいきさつには地方6団体の要望として地方交付税への使い勝手のいい予算に変えてもらいたいというような要望があって、負担割合が減ったいきさつがあります。その辺を皆さんで議論もしていただきながら、矛盾のないようにそんな形で今までも採択してきたという経緯から皆さんからご意見いただきましたけれども、最終的には全員の賛成という形で採択すべきものと決定をさせていただきました。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長(小渕茂昭君) 委員長報告に対し一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、請願ごとに討論、採決を行います。

請願第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する

請願書について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

請願第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

請願第1号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書 提出に関する請願書については、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しま した。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書について討論を行います。 (発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

請願第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は採択であります。

請願第2号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書については、 社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

1 1 陳情第 4 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める 陳情書

12 陳情第5号 「戦争法」制定に反対する陳情

議長(小渕茂昭君) 日程第11 陳情第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める 意見書」の採択を求める陳情書及び日程第12 陳情第5号 「戦争法」制定に反対する陳情、 以上2件の陳情書を一括上程し、議題とします。

本案につきましては、去る6月12日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託して ありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

西総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 西 宗亮君登壇)

総務産業常任委員長(西 宗亮君) 5番 西宗亮。

それでは、陳情第4号につきまして、審査報告を申し上げます。

平成27年6月29日

山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭 様

総務産業常任委員会

委員長 西 宗 亮

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則 第95条(第94条準用)により報告します。

記

- 1. 受理番号 第4号
- 2. 受理年月日 平成27年3月4日
- 3. 件 名

(陳情第4号) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

陳 情 者 中野市三好町1-1-19 中高地区労働組合連合会

議長 畔上稔男

- 4. 付託年月日 平成27年6月12日
- 5. 審査結果 採択すべきものと決定

続きまして、陳情第5号につきまして、審査報告を申し上げます。

平成27年6月29日

山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭 様

総務産業常任委員会

委員長 西 宗 亮

陳情審查報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則 第95条(第94条準用)により報告します。

記

- 1. 受理番号 第5号
- 2. 受理年月日 平成27年5月27日
- 3. 件 名

(陳情第5号) 「戦争法」制定に反対する陳情

陳 情 者 中野市三好町1丁目1の19

北信地区憲法をまもる会

会長 涌井純生

- 4. 付託年月日 平成27年6月12日
- 5. 審査結果 不採択とすべきものと決定

それでは、経過の報告を若干補足させていただきます。

まず、陳情4号のほうでございますけれども、採択の結果は全会一致で採択となりました。 この陳情は平成26年3月にほぼ同様の陳情があり、同年6月議会において採択されております。 今回の陳情は1年の間に若干社会情勢の変化もありましたが、陳情の趣旨に変わりなく、特段 問題はないということで全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第5号の審査経過について、若干補足説明をさせていただきます。

まず、この陳情第5号はこれまで山ノ内町議会が取り扱ってきた関連する陳情が平和法制及び法整備にかかわることの観点から、社会文教常任委員会との連合で審査を行いました。連合審査において陳情の表題にまず「戦争法」と掲げているいわゆる「戦争法」は現存しておらず、陳情の表題にするには極めて違和感を覚え、不適切であり、また一番大切な国民への丁寧かつ十分な説明を求めることの表現が欠落しているとの意見が多くありました。連合審査の意見も踏まえ、当委員会は審査の結果、採択すべきものとした委員はおらず、よって不採択といたしました。

しかし、陳情第5号の要旨には賛同できるところもあり、さらに山ノ内町議会として平成26年3月、6月、9月に憲法解釈、そして集団的自衛権を中心のいわゆる平和行政の観点から社会文教常任委員会の付託とし、その都度採択となっております。

また、平成27年3月には法整備にかかわる陳情の観点から総務常任委員会の付託となり、委員会で不採択、本会議で原案採択となり、議員発議によりまして、意見書を提出、採択となっております。

今回の陳情 5 号は、不採択すべきものといたしましたが、これまでの当議会の方針、経緯を十分尊重し、また連合審査での意見等を十分踏まえて、後刻意見書の提出について当委員会の発委として提案いたします。どうぞ、議員各位のご理解とご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長(小渕茂昭君) 委員長報告に対し一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、陳情ごとに討論、採決を行います。

陳情第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第4号を採決します。

本案に対する委員長報告は採択であります。

陳情第4号を総務産業常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。 陳情第5号 「戦争法」制定に反対する陳情について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は不採択であります。

したがって原案について採決します。

陳情第5号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

議長(小渕茂昭君) 起立1人です。少数です。

したがって、陳情第5号 「戦争法」制定に反対する陳情については、総務産業常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

13 陳情第6号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書提出の採択を求める陳情

議長(小渕茂昭君) 日程第13 陳情第6号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全か つ確実な運用に関する意見書提出の採択を求める陳情を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る6月12日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託して ありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

渡辺社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 渡辺正男君登壇)

社会文教常任委員長(渡辺正男君) 10番 渡辺正男。

それでは、陳情審査の報告を行います。

平成27年6月29日

山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭 様

社会文教常任委員会 委員長 渡 辺 正 男

陳情審査報告書

当委員会に付託された請願を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則 第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第6号

- 2. 受理年月日 平成27年6月8日
- 3. 件 名

(陳情第6号) 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関す る意見書提出の採択を求める陳情

陳 情 者 長野市県町532番地3

日本労働組合総連合会長野県連合会

会長 中山千弘

中野市三好町1丁目1番地19

日本労働組合総連合会長野県連合会高水地域協議会

議長 小林君男

- 4. 付託年月日 平成27年6月12日
- 5. 審査 結果 採択すべきものと決定 以上です。

若干審査の報告をつけ加えさせていただきますけれども、陳情の文章、結構専門的な用語が使われていて、難しかったんですが、やはりハイリスク、ハイリターンというような、そういう形で危険な安全性の低い運用が広がっていくことで、やはり年金制度の根幹、揺るがすようなことがあってはならないというようなことで、安全かつ確実な運用に努めるようにということで、この陳情の趣旨につきましては、委員の皆さん全員の賛成を得られまして、採択すべきものと決定をいたしました。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(小渕茂昭君) 委員長報告に対し質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第6号を採決します。

本案に対する委員長報告は採択であります。

陳情第6号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に 関する意見書提出の採択を求める陳情については、社会文教常任委員長の報告のとおり採択す ることに決定しました。

14 発委第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出

について

15 発委第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について

議長(小渕茂昭君) 日程第14 発委第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額 を求める意見書の提出について及び日程第15 発委第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」 を求める意見書の提出についてを一括上程し、議題とします。

以上2件の発委について提案理由の説明を求めます。

渡辺社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 渡辺正男君登壇)

社会文教常任委員長(渡辺正男君) 10番 渡辺正男。

先ほどの請願2本、皆さんのご賛同いただきまして発委という形で意見書を提出するもので あります。

それでは、2本続けて読み上げさせて提案とさせていただきます。

発委第3号

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成27年6月29日 提出 社会文教常任委員長 渡 辺 正 男 平成27年6月 日 議決 山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

それでは、本文を朗読いたします。

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律(義務教育標準法改正)にもりこまれ、附則で小2以降中学まで順次改訂することとし、政府は財源確保につとめると定めました。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく小2を35人学級とし、その後、平成25年、26年と35人学級拡大の動きはとめられ、平成27年度予算編成において、財務省は「小1も40人学級に戻すべき」という提案をおこないました。しかし、35人学級を求める国民の強い声の前に、このことは断念されましたが、大幅な教職員定数減の予算となりました。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校全学年において35人学級となりました。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするた

めには少人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いる ことなく、国の責任において早期に実現する必要があります。

また、長野県では少子化がすすむなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式 学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数 が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解 消するよう学級定員を引き下げることが大切です。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため下記の点を強く要請します。

記

- 1. 国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2. 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月 日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

財務大臣様

文部科学大臣様

総務大臣様

長野県山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

以上です。

この意見書につきましては、若干文言の修正、漢字を平仮名に若干手直しがありますけれど も、内容的には請願者が提出いただきました原案に近い内容になっております。

続いて、発委第4号について提案申し上げます。

発委第4号

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成27年6月29日 提出 社会文教常任委員長 渡 辺 正 男 平成27年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

本文を読み上げさせていただきます。

「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等と

その水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税の形で配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成28年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方 財政の安定を図るため、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月 日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

財務大臣様

文部科学大臣様

総務大臣様

長野県山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

以上です。

先ほども請願のところでご説明申し上げましたが、この義務教育費国庫負担の中で費用の負担割合2分の1から3分の1に引き下げられた、この中には地方6団体がみずから要望したといういきさつもあります。その関係で請願者から提出いただきました原案にはちょっと不十分な表現でありましたので、若干つけ加えさせていただきまして、交付税にという形で配分されているけれども、その交付税そのものが減らされているという内容を書き込ませていただきまして、若干案文とはかえて山ノ内町議会独特のその分が書き加えてございます。2本とも社会文教常任委員の皆さん、全員の賛成のよる提出になります。議会の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(小渕茂昭君) 一括質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番(小林克彦君) 12番 小林克彦です。

後段の「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の内容について、今2点審査経過

の中で議論されなかったこと、今委員長もこれはもともと三位一体の改革にあわせて地方交付税、地方自治の観点から教育は地方に任せるべきということで全額交付税にしろということであったんですが、国は譲れないということでどうにか3分の1は国は直接負担すると。残りは交付税でするということだったと思うんです。

それと、もう一点は地方交付税の減額、減少がこの国庫負担制度の堅持とどういう関係があるのか。交付税がふえていれば、この2分の1から3分の1に減ったままでいいのか、その辺の議論。つまり、文章でいうと「費用の負担割合について2分の1から3分の1に引き下げられ、減らされた国庫負担金」、これは地方が国を悪者にしている文章だと思うんですね。私は、例えば「3分の1に減額となり、対象となる国庫負担金分は一般財源と交付税とした」そういう文章にしたほうがいいんじゃないかというご意見はございませんでしょうか。

議長(小渕茂昭君) 渡辺社会文教常任委員長。

社会文教常任委員長(渡辺正男君) ご質問にお答えしたいと思います。

小林議員がご指摘されたとおり、地方6団体から要望したといういきさつも承知をしておりますし、そのことも委員会の中ではご説明申し上げて委員の皆さんのご意見を聞かせていただきました。

この内容、若干毎年この内容で上がってくるわけですけれども、矛盾を感じつつも県議会で も毎年採択をしておるという形もあります。

内容とすれば、本来であれば、本当にこの補助金といいますか交付税という形というよりも一般財源化ということで、地方にとって使いやすい形の財源にかえていただきたいということで、なっていたというふうに思います。 2分の1に戻すということでありますと、ほかへは用途外には使えなくなるという部分もありますので、確かに矛盾もはらんでいるとは思いますが、毎年その矛盾を感じつつも、実際全体の教育費という形の中で減らされてきているということに対する教員の皆さんの反発、行き届いた教育、それと機会均等を維持するために交付税という形で全体の総額が減らされていく状況は看過できないということなんだというふうに思います。

委員会の中ではそういった深い議論はされませんでしたが、毎年採択をしているということ と、地方6団体が要望したことであるということの、その話は審査の中で説明をさせていただ いて、議論をいたしました。

以上です。

議長(小渕茂昭君) 12番 小林克彦君。

12番(小林克彦君) 私も下の要望事項そのものには賛成ですから、この意見書には賛成いたしますが、県議会がどうの、別の議会がどうのということじゃなくて、山ノ内町独自の意見書を今後は作成していただきたいと、ちょっとお願い申し上げて終わります。

議長(小渕茂昭君) 質疑を終わります。

これより発委ごとに討論、採決を行います。

発委第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第3号を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第3号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見 書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第4号を採決します。

発委第4号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

- 16 発委第5号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
- 17 発委第6号 国民的合意の無いままに安全保障関連法案の制定をおこなわないことを求める意見書の提出について
- 議長(小渕茂昭君) 日程第16 発委第5号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について及び日程第17 発委第6号 国民的合意の無いままに安全保障関連法案の制定をおこなわないことを求める意見書の提出についてを一括上程し、議題とします。

以上2件の発委について提案理由の説明を求めます。

西総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 西 宗亮君登壇)

総務産業常任委員長(西 宗亮君) 5番 西宗亮。

先ほどは、ご理解、そしてご賛同いただきましてまことにありがとうございました。先ほど のご賛同を得られました陳情4号に基づく意見書の提案でございます。

発委第5号

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成27年6月29日 提出 総務産業常任委員長 西 宗 亮 平成27年6月 日 議決 山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

それでは、意見書を朗読させていただきます。

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書 労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均 賃金は2000年に比べ15%も目減りしています。世界にも例のない賃金の下落が、消費の低迷、 生産の縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が「賃上げによる経済の好循環」をめ ざすことは理論的に正しいと考えます。

2014年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給888円、長野県では728円、最も低い地方では677円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万~150万円では、まともなくらしはできません。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要です。

2010年には「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しています。

最低賃金1,000円は、中小企業には支払いが困難との意見もありますが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円以上が普通です。高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。

日本でも、中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があります。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、下請け単価、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができます。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求めます。

訂

- 1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引上げを行うこと。
- 2. 政府は、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援と

して、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の減免制度を実現すること。

4. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月 日

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

長野県山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

ただいまの意見書につきましては、陳情で上がってまいりました意見書(案)を若干委員会の中で検討をし、修正を加えさせていただきました。

中身の趣旨につきましては、変わりございません。

それでは、続きまして発委第6号について申し上げます。

発委第6号

国民的合意の無いままに安全保障関連法案の制定をおこなわないことを求める意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成27年6月29日 提出 総務産業常任委員長 西 宗 亮 平成27年6月 日 議決 山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

それでは、意見書を朗読させていただきます。

国民的合意の無いままに安全保障関連法案の制定をおこなわないことを求める意見書

今国会においては、政府の憲法解釈の変更に基づく安全保障関連法案が審議されています。

集団的自衛権について、これまで歴代の政府は、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない。」としてきました。

日本国憲法は、その前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする。」ことをうたい、第9条で戦争を放棄し、戦力の不保持、交戦権否認を定めた平和主義を基本原則としています。今国会で審議中の安全保障関連法案は、憲法に反するという意見が多くあります。

専守防衛に徹するとした我が国のあり方を大きく左右する重要な問題であり、国民へ十分かつ丁寧な説明責任を果たし、慎重な審議を求める多くの国民の声に応えて今国会での成立ではなく、時間をかけて慎重に審議すべきです。

したがって、国におかれては、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を撤回し、国民的合

意の無いままに安全保障関連法案の制定をおこなわないことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月 日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

内閣官房長官様

法務大臣様

外務大臣様

防衛大臣様

長野県山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

この件につきましては、先ほどご賛同いただきましてありがとうございました。それに基づきます山ノ内町オリジナルの意見書でございます。不採択といたしました陳情書に添付されておりました意見書(案)につきましては、十分参考にするところはございましたけれども、陳情趣旨には賛同しておりますので、こういうような山ノ内町オリジナルの意見書を作成をしたものでございます。

なお、陳情先につきましては、内閣官房長官も追加して7カ所に意見書を申し上げたいとい うものでございます。よろしくご賛同をお願いいたします。ありがとうございます。

議長(小渕茂昭君) 一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより発委ごとに討論、採決を行います。

発委第5号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を 求める意見書の提出について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第5号を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第5号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第6号 国民的合意の無いままに安全保障関連法案の制定をおこなわないことを求める 意見書の提出について討論を行います。

最初に、原案に対する反対者の発言を許します。

6番 望月貞明君、登壇

(6番 望月貞明君登壇)

6番(望月貞明君) 6番 望月貞明。

反対討論を行います。

安全保障法制の法案も戦争法案と批判し、いたずらに不安をあおる陳情よりも、意見書は賛同できる部分はありますが、集団的自衛権行使を容認した閣議決定を撤回せよとなっておりますのでこの部分は賛同できませんので、反対討論とさせていただきたいと思います。

意見書の中に集団的自衛権の行使を容認したとありますが、この表現は誤解を与える表現であると思っております。正確にはあくまでも専守防衛を堅持した憲法第9条のもと、自衛権の範囲を限界まで拡大した結果、集団的自衛権と呼ばれる概念と一部重なる部分までが自衛権の範囲になり得るとしたもので、集団的自衛権の行使を限定容認したとすべきであると思います。

今般の平和安全法制案は従来の憲法解釈の政府見解と論理的整合性が保たれており、憲法違 反との批判は当たらないと思います。

以下、内容について必要性について述べてみたいと思います。

近年、日本を取り巻く安全保障環境が急激に変化しております。核兵器、弾道ミサイルといった大量破壊兵器開発による脅威の拡大、南シナ海では領域争いが頻発しております。近年アジア太平洋地域の国防費の伸びを見ますると10年前と比べまして、日本は0.98倍、米国も1.36倍という横ばいないし微増なのに対しまして、ロシア5.94倍、中国3.85倍、韓国1.8倍と大幅にふえております。

また、自衛隊のスクランブル発進回数は7倍にふえており、安全保障環境が厳しさを増していることを物語る何よりの証拠であると思います。

こうした安全保障環境の変化に対応するため、日米同盟を強化し、抑止力の強化を図ったのが今回の安全保障法制であると思います。

我が国の防衛は自衛隊と日米安全保障条約に基づく米軍との実力組織によって確保されております。しかし、近年の安全保障環境の変化において、例えば第3国から日本が攻撃されそうな逼迫した状況になり、日米安保条約に基づき日本防衛のため日本近海の航海上で警戒監視活動する米艦船への武力攻撃があったと仮定しまして、自衛隊はこれを排除できるのかとの問いに対しまして、次の3つの立場があると考えられます。

第1に個別的自衛権では対処できず、米艦船への武力攻撃を排除できないという立場。この 考え方では弾道ミサイルなどの軍事技術の高度化、日本の防衛に当たる米艦船隊員や米国民の 心情などを考慮すれば日米防衛協力体制が維持できるのかが懸念されます。日米安保体制の信 頼性、実効性を強化し、抑止力を強化するには攻撃を排除できるようにしなければならないと 考えております。

第2に個別的自衛権で排除できるとする立場であります。憲法学者の小林節氏がこの考え方のようでございますが、航海上では排除できないとするのが国際法上で一般的であります。

第3に個別的自衛権では困難な場合が多く、集団的自衛権で排除する考え方。この立場の課題は国連憲章第51条にあるフル企画の集団的自衛権が憲法第9条で許容しているかとは到底考えられず、自衛の措置はどこまでできるのか、限界点はどこにあるのかを考える必要があります。

憲法第9条における自衛権につきましては、最高裁判所は砂川判決で憲法前文の平和的生存権を確認した上で、憲法9条のもとで自衛権を認めております。1972年の政府見解では憲法第9条の前文13条の「生命、自由及び幸福追求の権」に触れ、あくまでも外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという緊急、不正の事態に対し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として許容されるとし、自衛権を認めましたが、他国の防衛を目的としたいわゆる集団的自衛権は憲法上許されないとしております。

現在の安全保障環境から見れば、いまだ我が国に対する武力攻撃に至っていない状況でも、 他国に対する武力攻撃があり、これによって国民の基本的人権が根底から覆される緊急性の事態があり得るとの認識を踏まえ、憲法第9条のもとでの自衛の措置はどこまでできるのか、限 界点はどこにあるかを考えた結論が次の自衛の措置の新3要件になると思います。

①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危機がある場合。

- ②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき。
- ③必要最小限の実力行使をする。

先ほどの問いの米艦船への反撃は現在の法律では武力攻撃を排除できない立場になっておりますが、新3要件が満たせばできるようにしたのが今回の法案であります。新3要件が従来の憲法解釈では説明がつかないとの憲法学者の批判に対しまして、72年の政府見解と基本的論理を維持し、かつ現在の安全保障環境に当てはめて、導き出しもので、この否には全く当たらない。憲法学会で自衛隊は日米安保条約が違憲かどうかの議論はあっても、我が国の安全保障環境を踏まえつつ、9条と自衛の措置の限界について突き詰めた議論がなされたかは知らないが、この問題は国会で長年積み重ねてきていると安保法制に取り組んできた公明党の北側一雄副代表はこれに強く反論しております。

また、今回の安全保障法制には多くの憲法学者が違憲としているようでございますが、憲法学者の浜谷英博氏は、これまでも多くの憲法学者は自衛隊やPKOや有事法制を違憲として言ってきましたが、法律学者は一般に新しいことに消極的になりがちですが、重要なのは学者の役割と政治家の役割は違うということであります。学者の役割は多様な意見を世の中に提示し、世論を喚起することでありますが、選挙で選ばれたわけではないので政策の中身や結論に責任が伴わない。政治家は政治、政策判断に責任を負わなければならない。これまで憲法9条のもとで自衛の措置がどこまで許されるかという議論について、運用上の有権解釈を国会と内閣で重ねてきた平和安全法制の議論をしないとしない6月4日の衆議院憲法審査会で3人の参考が

そろって法制を違憲だとする意見を述べた。しかしこれは1つの意見であって、国の政策を拘束するものではない。参考人の意見を尊重すべきと今回だけに限って殊さら強調されることには違和感がある。合憲、違憲の最終判断は最高裁判所の権能だと述べております。

また、国際政治学者の藤原帰一氏は集団的自衛権は同盟の本質とし、日米安保条約は日本の安全のために米軍が活動することは事実上黙認しながら、その米軍と自衛隊が協力する領域については、憲法を根拠として厳しく制限する政策は安全保障の基本を著しく不安定なままに残してしまう。そこでの選択は日本の憲法そのものを改正して、集団的自衛権を無条件に認めるか、現憲法下で集団的自衛権についても制限を加えないかのどちらかになる。後者が賢明の選択としております。

いずれにしましても、今国会において平和安全関連法案を十分審議して国民の理解を得ていただきまして、法制が進みますことを念願して反対討論といたします。

議長(小渕茂昭君) 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

10番 渡辺正男君、登壇。

(10番 渡辺正男君登壇)

10番(渡辺正男君) 賛成討論させていただきますけれども、なかなかデリケートな問題ですので、情勢が詳しく、わかりやすく皆さんにわかっていただくように文章を書いてまいりました。若干長くなるかもしれないですけれども、お許しいただきたいというふうに思います。早く読みますんでお願いいたします。

先ほどの抑止力という言葉が出てきましたけれども、軍事による抑止力というのはこれこそ が憲法で禁止している威嚇そのものであります。そのことを申し上げておきます。

発委第6号 国民的合意の無いままに安全保障関連法案の制定をおこなわないことを求める 意見書(案)について賛成の立場から討論を行います。

本意見書(案)は、今議会に北信地区憲法を守る会から提出となった戦争法制定に反対する 陳情を不採択とした総務産業常任委員会の決定を受けての発委となります。この陳情について は、社会文教常任委員会とともに、連合審査を行いました。その中で戦争法という表現が議論 になりました。正式名称ではない括弧つきであってもいかがなものか、一方的な決めつけは問題がありはしないかという意見が多かったと記憶しております。確かに安倍首相や与党は戦争 法案の言葉について悪質なレッテル張りと批判しています。しかし、5月連休明けから法案名に平和、安全の文字をかぶせ、平和安全法整備法、国際平和支援法と看板をつけかえたのは政府与党のほうです。自民党元幹事長で防衛庁長官も務めた山崎拓氏は、5月16日のTBS報道 特集で法案は憲法9条に反し、戦争法案と言って過言ではないと名言しました。戦前の日本は東洋平和の名で侵略戦争を正当化し、中国侵略も世界永遠の平和の手段と位置づけました。平和を看板に戦争を進めるのは戦争推進勢力の常套手段です。安倍首相は与党のやり方こそ正体を隠して宣伝する悪質なレッテル張りだということを指摘しておきます。

戦争法案には3つの重大問題があります。

1つ目には従来自衛隊が行けなかった戦闘地域まで行って後方支援ができるとしている点です。後方支援という言葉は日本独特の造語であり、国際的には兵たん、ロジスティクスと呼ばれ、同じ言葉であります。武力行使の一部とされております。兵たん活動には前方も後方もなく、アメリカの海兵隊教本には武力攻撃と一体不可分のものであり、戦争行動の中心構成要素である。また、軍事攻撃の格好の標的であることを認識することが重要とも書かれています。

2つ目にはPKO国連平和維持活動法改定で、形式的には停戦合意がなされていても混乱が続く地域に自衛隊を派遣して武器を使った治安維持活動を可能にしようとしている点です。これによってアフガニスタンでは3,500人もの死者を出しました。ISAF国際治安支援部隊のような、こうした活動に道を開くことになります。

3つ目には自国が攻撃されていなくても集団的自衛権を行使して、自衛隊が世界中で米軍の戦争に参加させられる危険があるという点です。日米両政府が4月27日に決めた新たな日米軍事協力の指針、ガイドライン、これは集団的自衛権の行使を前提としています。そこには同盟調整メカニズムという仕組みが含まれており、自衛隊が事実上、米軍の指揮下に入るとされています。戦争が起こる前から共同計画、戦争計画を立案しておくということになります。日本は米軍が戦争を始めて軍事的支援を求められたら、断ることができなくなる、こうしたおそれがあります。

こうした危険な内容を持つ安全保障関連法案は、まさに戦争法案と呼ぶにふさわしいものであります。今議題となっている発委第6号の表題にある国民的合意の無いままにの部分について、検証してみたいと思います。

6月22日報道の共同通信社の世論調査によると法案に賛成は27.8%、前回2週間前、3週間前の調査でありますけれども、前回は35.4%でした。反対は58.7%、前回47.6%。今国会で成立させるとの方針については賛成26.2%、前回31.6%、反対63.1%、同55.1%です。国民に十分説明していると思うかの問いには、十分に説明していると思うが13.2%、前回は14.2%でした。説明しているとは思わないが84.0%となっております。与党の公明党支持層でさえ法案に反対が47.2%、賛成が36.6%となり、賛否が逆転しました。また、今国会での成立についても公明党支持層の皆さん60.9%が反対をしております。

こうしたことから、国民的合意は得られていないどころか法案に対する懸念や不信感がます ます広がっているというのが現状です。

本文中の安全保障関連法案は憲法に反するという意見が多くありますの部分についても検証してみたいと思います。

4日の衆院憲法審査会で与党推薦の憲法学者も含め、全員が違憲と主張しました。官房長官は合憲とする学者はたくさんいると必死に弁明しましたが、挙げたのは数人の御用学者のみ。 しかもその中には徴兵制も苦役ではなく、合憲などと主張するとんでもない学者まで含まれている始末であります。

一方、安全保障関連法案に反対する学者の会の戦争する国へ進む安全保障関連法案に反対し

ますアピール。これに賛同する学者、研究者は26日現在で6,940人を数えております。

また、先ほどの共同通信社の世論調査でも法案が憲法に違反していると思うとの回答は 56.7%、違反しているとは思わないは29.2%でした。多数の学者や研究者、国民が違憲と判断 しているというのが実態であります。

26日付信濃毎日新聞には安保法案、声上げる地方との記事が掲載されていました。それによると25日現在県内では撤回、反対、廃案を求める意見書が25町村、慎重審議を求める意見書が8市町村、法案の賛否に触れない意見書が12市町村、積極的な安保体制構築に言及、これが1市の計44市町村議会が意見書を可決しています。意見書半数以上が批判的との見出しもうたっていました。

当議会は昨年3月議会で集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する陳情、6月議会で集団的自衛権の行使は憲法上許されないとする政府見解の堅持を求める陳情、9月議会では集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情、本年3月議会では集団的自衛権容認の閣議決定に基づく法整備を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める陳情、それぞれ採択し、それぞれの意見書を関係機関へ送付をいたしております。当議会の機関意思は一貫して解釈改憲反対であり、集団的自衛権行使は容認せずの立場であります。安倍首相が国会を延長してまで法案の成立を急ぐのは4月29日にアメリカの国会で演説し、夏までに実現すると公約してきたからです。しかし、国のあり方を根本から変える法案を対米公約のために強行するなどということは国会軽視、ひいては国民軽視であり、とても許されることではありません。しかも、その中身は日本をアメリカとともに海外で戦争する国につくりかえるものであり、戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を定めた憲法第9条に違反することは明白と言わざるを得ません。

発委第6号については集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と国民的合意のないままでの法制定を行わないことを強く求める内容であり、過去の当議会の機関意思決定の経緯と整合性があり、妥当と判断いたします。

以上の理由から本意見(案)には賛成をさせていただきます。皆さんもご賛同をよろしくお 願いいたします。

議長(小渕茂昭君) ほかにありませんか。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論を終わります。

発委第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(小渕茂昭君) 起立12名です。多数であります。

したがって、発委第6号 国民的合意の無いままに安全保障関連法案の制定をおこなわない

18 発委第7号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について

議長(小渕茂昭君) 日程第18 発委第7号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全か つ確実な運用に関する意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 渡辺正男君登壇)

社会文教常任委員長(渡辺正男君) 10番 渡辺正男。

それでは、発委第7号の提案をさせていただきます。先ほど皆さんにご賛同いただきました、 ご理解いただきました陳情第6号の採択を受けての意見書提出ということになります。よろし くお願いいたします。

発委第7号

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成27年6月29日 提出 社会文教常任委員長 渡 辺 正 男 平成27年6月 日 議決 山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

それでは、本文を朗読させていただきます。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用をおこなうべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しがすすめられていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、

年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

- 1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用をおこなうこと。
- 2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、 国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。
- 3. GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、 確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出します。

平成27年6月 日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

長野県山ノ内町議会議長 小 渕 茂 昭

以上であります。皆さんのご理解、ご賛同よろしくお願いいたします。

議長(小渕茂昭君) 質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(小渕茂昭君) 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第7号を採決します。

発委第7号を提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第7号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に 関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

- 19 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 20 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 2.1 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

22 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(小渕茂昭君) 日程第19から日程第22までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(事務局長河野雅男君議題を朗読する。)

議長(小渕茂昭君) 以上4件につきましては、お手元に配付してあります申し出のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議 ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(小渕茂昭君) 異議なしと認めます。

したがって、4案は各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長(小渕茂昭君) ここで、先刻、新教育長に任命同意されました佐々木正明さんがお見えですので、ご挨拶をいただきたいと思います。

佐々木正明さん、登壇し、ご挨拶をお願いします。

(教育長 佐々木正明君登壇)

教育長(佐々木正明君) 議会のご同意をいただきまして、7月1日付で教育長拝命いたします 佐々木正明でございます。一言ご挨拶申し上げます。

新しい教育委員会制度における教育長として教育委員長と教育長が担ってきた職責を一身に 担う立場となり、改めてその重責に身の引き締まる思いでございます。

現代社会は物が豊かになりましたけれども、人として何か大切なものをどこかに置き忘れて きてしまったのではないかというふうに思います。そのような中で、自分に誇りと自信を持ち、 将来を力強く切り開いていく、いわゆる生きる力を持つ人づくりが重要になってきております。

山ノ内中学校の校訓、場を清め、時を守り、礼を正すを提唱された山ノ内町に何回も訪れた 教育哲学者、森信三先生は教育について、教育とは人生の生き方の種まきをすることなりと言 われております。人生の種まきにあわせて種がすくすくと成長するような教育環境づくりが今 大事だというふうに考えております。

私の願いは笑顔が輝く学校、笑顔が輝く生涯学習であります。特に、子供たちにとってはできた、わかったときの笑顔、人と心がつながったときの笑顔、そして最後まで自分の力を発揮してやり抜いたときの笑顔、この3つの笑顔が実現されるよう山ノ内町の教育環境の整備に新たな気持ちを持って教育長として先頭に立っていきたいというふうに思います。議員の皆様にはご指導、ご支援、そしてご鞭撻を今まで以上にお願いしてご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長(小渕茂昭君) 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長(小渕茂昭君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、第17代議会の人事構成後最初の議会となり、6月12日開会以来、本日までの18日間にわたる会期でありましたが、竹節町政3期目の肉づけ予算となる一般会計補正予算を主体に、特別会計等補正予算、条例の改正、契約、人事案件等全ての案件について慎重審議をいただきました。

また、3日間にわたる一般質問では、初当選議員全員が登壇されたほか、全13名の議員が登壇され、産業振興や移住・定住促進、防災や教育問題などさまざまな課題に対し、活発な論戦を展開いただきました。

議員各位、そして理事者、管理職各位には、円滑なる議会運営に格別なご協力を賜り、本日 無事閉会を迎えられますことに厚く御礼を申し上げます。

今期定例会を通じて、議員各位から述べられた一般質問あるいは質疑などの意見・要望につきましては、今後の町政執行に際しまして十分反映されますよう、強く要望する次第であります。

また、本定例会中、管内視察にも精力的にお取り組みをいただきました。その成果につきましては、今後の議会活動を通じ、町政発展に生かされますようお願い申し上げます。

地方分権時代にあって、住民自治の充実の必要性が期待される中で、多様な民意を吸収し、 それを集約し、自治体の意思決定を行う議会の役割はますます重要となっており、自立的な議 会運営の必要性が高まっています。改めて開かれた議会、住民が主人公の議会という観点から、 住民の声に真摯に耳を傾け、住民が求める議会とは何かを真剣に考え、議会の活性化に取り組 んでまいりたいと考えております。議員各位にはなお一層のご協力を賜りますようお願いを申 し上げます。

結びに、これから本格的な夏を向え、いよいよ暑さも厳しくなってまいります。議員各位、 理事者、管理職各位におかれましては、健康には十分留意され、明るく元気なまちづくりに一 層のご尽力を賜り、ご活躍されますようご祈念を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議いたします。

議長(小渕茂昭君) 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 平成27年第3回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、6月12日から18日間の長い会期の中、各常任委員会の管内視察を初め、3

日間の一般質問では、改選後初議会であり、町の将来ビジョン、産業振興、教育行政など活発にご議論をいただきました。

また、ご提案いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご承認いただき、ありがと うございました。

6月14日、昨年ユネスコスクールに登録されました東小学校の3年、4年生60名を含む110名の皆さんでABMORI会場内に実生で自生するコメツガ・ダケカンバなど約600本の幼木を移植し、何年か後にABMORI会場に植樹する予定です。

ことしは2年目ということもあって、ABMORIも "後世に残そう森・水・いのち!志賀高原から世界へ!未来へ!"をコンセプトに6月27日、全国33都府県1,000名余の皆さんを交え、市川海老蔵さんとともに1万本の植樹をしました。ことしも地元小学生によるコカリナ演奏、また新たにユネスコスクールに登録された中野西高等学校の生徒40名もご参加いただきました。天気予報では雨天90%でしたが、おかげさまで天候にも恵まれ、海老蔵さんのご家族、阿部知事さんご家族を初め、参加者から、また来年もぜひとの多くの声をいただくとともに、さすが観光の町、職員やボランティアの方々に至れり尽くせりの対応、大変うれしかった。あるいは間近で素顔の海老蔵さんと植樹ができてうれしかった。状況については、2月の記者会件後、1日600万から1,000万アクセスのある海老蔵さんのブログやテレビ、新聞等で注目されていましたが、おかげさまで樹木が成長し、スキー場再生を楽しみであり、ABMORIの成功に改めて感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

6月21日には、山ノ内町消防団によるポンプ操法大会、ラッパ吹奏大会が開催され、可搬の部では、横前部、金安部が1位、2位となり、自動車の部では西部分団、ラッパ吹奏では、北部分団がそれぞれ優勝され、7月12日の北信大会に出場されます。

出場されたチームの皆さんは、早朝、夜間の練習に大変ご苦労され、改めて感謝申し上げますとともに、北信大会に出場されるチームや選手の皆さんには、町の代表としてご健闘を祈るものでございます。

本日議決いただきました条例改正、補正予算により、7月1日付で人事異動を行い、いよいよごでは高原ユネスコエコパークの推進体制、予算が整いましたので、さらなる観光・農業の振興や教育環境の充実に努めます。

また、昨年ソフト開発、ことしはタブレットの導入により7月7日、東小学校でお披露目式、 公開授業を行います。

さらには10月5日から9日のBR東アジア会議、10月6日の国内7エリアのネットワーク会議の成功に向け、万全な対応をしてまいりたいと思っております。

一部新聞報道されましたが、7つのユネスコエコパークの全国組織もその中で立ち上げる予 定でございます。

国内7つのエリアの横の連携、情報交換など大いに期待し、設立の中心的役割を果たしてまいります。

地域活性化に向け、他市町村に比べて4割という破格のプレミアム商品券が7月1日に発行されます。さらには町外販売3割、観光地の将来性も加味して発売とともに活用を大いに期待するものでございます。国の方針であります地域創生に向け、7月24日には戦略会議を開催し、いよいよ本格的な取り組みに入りますが、今日の人口減少に対する一定の歯どめをかける戦略を策定するとともに、その1つでもありますプレミアム商品券も活用していきたいなというふうに考えてございます。

さらにはふるさと納税も予想を大幅に上回る現在4,500万円を納税いただいておりますが、さらに拡大されるものと期待されるとともに、次年度に向け、内容の充実や工夫をしてまいりたいと思っています。

町制施行60周年記念の一つ、銀座NAGANOで「志賀高原根曲り竹三昧」も、7月5日に首都圏の旅行記者クラブ、県内マスコミ、さらには町の名誉町民、大手旅行会社、JNTO等々、約40名余の皆さんとともに足立区の近藤区長さんにもご参加いただき、郷土食の根曲り竹の各種料理、ブルーベリーまみれの天然かき氷、地ビール、ジュースなどを堪能し、感謝と当町のPRに努めてまいりたいと思っております。

また、7月18日には長野湯田中間を約1時間半かけてガイドする観光列車、「ゆけむりのんびり号」の運行、7月29日には熊谷市との災害防災協定の調印、7月30日には30回目の山ノ内中学校小澤コンサートの開催と現在中学生に募集中の仮称「小澤ルーム」の名称とともにオープンをしてまいりたいと思っております。

また、8月1日には山ノ内どんどんの開催、そして8月2日からは来年3月までSBCラジオ「よってかしゃい!やまのうち」を毎週日曜日9時から30分間放送を再開し、町のホットな情報の提供を町民の方々にご参加いただき、番組を盛り上げてまいりたいと思っております。

また、8月3日から8回開催される志賀高原カレッジコンサート、8月11日には草津町との観光・防災協定の調印など、町制60周年記念事業がめじろ押しとなっております。職員を初め多くの関係者のご協力をいただき、これからも秋のなんでも鑑定団、記念式典などイベントなどへの町民参加とともに、元気な山ノ内町、観光と農業の山ノ内町の情報発信に努めてまいります。

議員各位にも重ねてご理解、ご協力、ご参加をお願い申し上げます。

最後になりましたが、いよいよ夏本番を迎えますことから議員各位におかれましては、健康 に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたし ます。

ありがとうございます。

閉会

議長(小渕茂昭君) これにて、平成27年第3回山ノ内町議会定例会を閉会します。 大変ご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 月 日

山ノ内町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員